

佐賀県個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

佐賀県知事 山口祥義

## 佐賀県規則第55号

### 佐賀県個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

佐賀県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年佐賀県規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第12号及び様式第19号の規定中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年12月29日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県個人情報の保護に関する法律施行細則（以下「改正前規則」という。）に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の佐賀県個人情報の保護に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。